

工学院大学研究データポリシー

工学院大学（以下「本学」という。）は、「社会・産業と最先端の学問を幅広くつなぐ『工』の精神」を建学の精神とし、「無限の可能性が開花する学園」を理念としている。

本学は社会の発展につながる科学技術分野への創造的な参画と継続的な貢献に資するため、本学の研究活動の過程で得られた研究データの公開、管理、利活用についてのポリシーを以下のように定める。

（用語の定義）

本ポリシーにおいて、次に掲げる用語は各号に定めるところによる。

- (1) 研究データとは、本学の研究活動の過程で研究者等によって収集または生成されたデータをいう。デジタルか否かを問わず、当該研究データの説明資料やその取扱いに関わる手続きの情報、ライセンスや権利に関する情報、これを生み出すに至った加工・解析ツール、プログラムコードやその実行環境に関わる情報、研究課題等の関連資料全般に含まれる情報を含むが、これらに限られない。
- (2) 管理対象データとは、公的資金によるデジタル形式の研究データのうち、資金配分機関等の基準に基づいて、管理・利活用の対象として、研究者等がその範囲を定めるものをいう。
- (3) 研究者等とは、本学において研究活動を行う本学と雇用関係にある者をいう。
- (4) メンバーとは、研究課題に参加する者をいう。研究代表者、研究分担者又は研究協力者に限らず、当該研究課題において研究データにアクセスする可能性のある全ての者を含む。
- (5) 研究課題とは、研究者等が関与する、一定の計画の下に実施される研究を指す。外部資金に基づく研究課題、研究室の研究グループによる研究課題及び研究者一人一人が自身の研究のまとまりに応じて設定する研究課題が含まれるが、これらに限られない。
- (6) 研究利用等とは、研究を目的としてデータを利用することをいう。収集、生成、加工、解析、共有及び公開することを含むがこれらに限られない。
- (7) DMP（データマネジメントプラン）とは、研究プロジェクト等における研究データの取扱いを定める計画をいう。
- (8) 研究データガバナンスとは、本学が本学に関わる研究データを把握した上で行う、研究データの管理に関する取組及び環境整備であって、責任ある研究データの管理を実現するための基礎となるものをいう。
- (9) 公開とは、研究データ等を、不特定多数によりアクセス、利用できる状態にすることをいう。

- (10) 共有とは、研究データ等を、条件を満たした利用者に限り利用できる状態にすることをいう。
- (11) 非公開・非共有とは、研究データ等を第三者に公開・共有を行わない状態にすることをいう。
- (12) 規程等とは、法令及び本学が定める規程、内規、ガイドライン、指針等をいう。

(適用範囲)

1. 本ポリシーは研究利用等において、研究者等及びメンバーに適用される。

(研究データの管理)

1. 本学は学術の継承及び進展、研究成果の社会への還元、研究成果の再現性の向上及び研究活動の透明性向上を目的として研究データの共有・公開を行う。本学は、当該目的のため、研究データの共有・公開を可能な限り広くかつ長期的に行うことで、研究データが利活用されるように努める。
2. 研究者等は「公的資金による研究データの管理・利活用に関する基本的な考え方」（文部科学省、令和3年4月27日）に基づき、管理対象データは研究データの内容や特徴を説明するための付加情報であるメタデータを付与し管理する。管理対象データは管理・利活用の対象として、研究者等が公開、共有、非公開・非共有の範囲を定める。

研究データ	デジタル形式の研究データ	管理対象データ	公開
			共有
			非公開・非共有
		管理対象外データ	
非デジタル形式の研究データ			

(本学の責務)

1. 本学は、研究データの公開および管理並びに証跡管理を行うことができるシステムの構築・維持を行い、研究データに関する説明責任を果たすものとする。
2. 本学は、研究データのガバナンスの構築及び維持を通じて、研究者等の研究を促進すること（研究者等が自ら行う研究データの管理を円滑にすることを含む。）に努めなければならない。

(研究者等の責務)

1. 研究者等は、研究データとその DMP を自身に関わる研究課題ごとに管理 (DMP については作成及び更新することを含む。) し、管理対象データについてはメタデータを付与し、研究データの管理に努めなければならない。
2. 研究データの管理について、研究者等は法令等及び契約に反しない範囲で、自身に関わる研究課題に設定されている場合の研究データ管理方針及び研究分野の慣行等を踏まえ、裁量をもってこれを行う。
3. 研究データについて漏えい又は不正使用の事実が判明した場合、研究者等は直ちに本学に報告しなければならない。

(関連規程等)

1. 本ポリシーに関わる規程等であって遵守が求められるものとしては以下が挙げられる。
 - ① 研究データの保存・開示等に関する規程
 - ② 学校法人工学院大学情報セキュリティポリシー
 - ③ 工学院大学機関リポジトリ運用規程
 - ④ 工学院大学における研究活動に係る研究者のガイドライン
 - ⑤ 工学院大学共同調査・研究取扱規程
 - ⑥ 工学院大学受託調査・研究取扱規程
 - ⑦ 工学院大学産学共同研究費取扱要項
 - ⑧ 工学院大学利益相反管理規程
 - ⑨ 工学院大学産学官連携規程
 - ⑩ 学校法人工学院大学 安全保障輸出管理規程
 - ⑪ 研究活動における不正行為への対応等に関する規程
2. 第三者との契約と本ポリシーが矛盾抵触する場合、当該契約が優先されなければならない。

(その他)

1. 本ポリシーは、社会や学術環境の変化に応じて適宜見直しを行う。
2. 本ポリシーに関する事務は、研究推進部が所管する。